



如月カップ (AYFプラクティスシリーズ 3) (470.420.FJ.スナイプ.ILCA6)

日程 2024年2月3日 (土)
主催 愛知県ヨット連盟
開催地 愛知県蒲郡市海陽町 1-7 豊田自動織機 海陽ヨットハーバー

Sailing Instructions as of 1.28,2024

「NP」 この表記は、艇は他艇の規則違反に対して抗議できないことを意味する。これは規則60.1(a)を変更している。

「SP」 この表記は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティを適用することができることを意味する。
これは規則63.1、およびA5を変更している。レース委員会はその規則の違反を抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティが決定される。

1. 規則

本レガッタには、「セーリング競技規則 2021-2024 (以下、規則という)により定義された"規則"を適用する。

2. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下、指示という)の変更は、当日の9:00までに掲示する。

3. 選手とのコミュニケーション

競技者への通告は、レガッタ・オフィス東側に設置された公式掲示板に掲示される。

4. 行動規範

「DP」 競技者および支援者は、レース委員会または施設管理者からの合理的な要求に応じなければならない。

5. 陸上で発せられる信号

- 5.1 陸上で発せられる信号は、レガッタ・オフィス南側の信号柱に掲揚する。
- 5.2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を「30分以降」に置き換える。
- 5.3 音響1声と共に掲揚されるH旗は、「安全上の理由で出艇を禁止する。」を意味する。
艇はH旗が降下されるまでハーバーを離れてはならない。

6. レース日程

スケジュールは以下のとおりとする。

8:30- 9:00	大会受付・登録
9:10	ブリーフィング
10:30	最初のクラスの第1レース予告信号
16:00 (予定)	成績公表

7. クラス旗

470	白地に青色の『470』の形象
420. FJ	白地に青色の『420』の形象
スナイプ	白地に赤色の『スナイプ』の形象
ILCA6	緑地に赤字の『ILCA』

8. レース・エリア

添付図Aにレース・エリアの位置を示す。

9. コース

- 9.1 添付図Bは、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示している。
- 9.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位、および最初のマークまでの概ねの距離を掲示する。

10. マーク

- 10.1 マーク1. 4p/4sは、黒色数字入りのオレンジ色円筒形ブイとする。
- 10.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 10.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるレース委員会信号艇とする。
- 10.4 指示12に規定する新しいマークは、黒色数字入りの蛍光黄色円筒形ブイとする。

11. スタート

- 11.1 規則レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。
レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、レース委員会信号艇にて音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 11.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
- 11.3 「DP」「NP」 予告信号が発せられていない艇は、予告信号が発せられている艇のスタート手順の間、スタート・ラインの概ね100m以内のスタート・エリアを回避しなければならない。
- 11.4 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった(DNS)」として記録される。これは規則A5.1およびA5.2を変更している。
- 11.5 スタート時にUFDまたはBFDと記録された艇の「セール番号」は、レース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示される。この掲示に関して艇からの救済の根拠とはならない。これは規則60.1(b)を変更している。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できればすぐに元のマークを除去する。

13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールの間とする。

14. タイム・リミットとレースのターゲット・タイム

- 14.1 マーク1のタイム・リミット、レース・タイム・リミット、フィニッシュ・ウインドウ、およびターゲット・タイムを下表に示す。

マーク1の タイム・リミット	レース タイム・リミット	フィニッシュ ウインドウ	ターゲット・タイム	
			470. 420. FJ	スナイプ. ILCA6
25分	70分	10分	40分	45分

- 14.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合、レースは中止される。
- 14.3 フィニッシュ・ウインドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。フィニッシュ・ウインドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問無しに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。これは規則35、A4、A5.1およびA5.2を変更している。
- 14.4 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

15. 審問要求

- 15.1 抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。
- 15.2 審問要求の様式は、レガッタ・オフィスにて入手できる。
抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にレガッタ・オフィスに提出されなければならない。
- 15.3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締切時刻から30分以内に通告を公式掲示板に掲示する。審問はプロテスト・ルームにて概ね受付順に始められる。

16. 得点

- 16.1 大会が成立するには、2レースを完了させることが必要である。
- 16.2 3レース以下しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。
4レース完了した場合、艇のシリーズ得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

17. 安全規定

- 17.1 出艇申告、帰着申告、およびリタイア申告は、署名方式を採用する。
- 17.2 「NP」「SP」 各艇は、9:00から出艇前までに申告を行わなければならない。
- 17.3 「NP」「SP」 帰着した艇は、帰着後速やかに帰着申告を行わなければならない。
その日の最終レース後の帰着申告締切時刻は、抗議締切時刻である。
- 17.4 「NP」「SP」 レースからリタイアする艇は、可能ならばレース・エリアを離れる前にレース委員会艇にその旨を伝えなければならない。また、リタイアした艇は、帰着後、速やかにリタイア申告を行わなければならない。
- 17.5 「NP」救助を必要とする選手は、片腕を振って知らせなければならない。レース委員会が救助を必要とすると判断した場合、競技者の意向に関わらず、艇体放棄を含む強制救助を行う場合がある。この強制救助は艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

18. 支援チーム

- 18.1 「NP」「DP」支援者艇は、出艇前に出着艇申告所に用意された支援者艇出艇申告書にサインするとともに、傍受専用無線の貸与を受けなければならない。貸与された無線は、自然劣化を除き、貸与された状態を保全しなければならない。
- 18.2 「NP」支援者艇は、準備信号からレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、各コースから 概ね100m以上離れなければならない。
- 18.3 指示18.5で規定された救助活動に従事する場合を除き、引き波の影響をレース中の艇に与えてはならない。
- 18.4 「DP」支援者艇は、レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会から、コース・エリアからさらに離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。
- 18.5 規則37を以下の様に変更をする。レース委員会信号艇が音響1声とともにV旗を掲揚した場合、指示18.1の傍受専用は適用されず、捜索と救助の指示を受けるために無線の発信を許可する。さらに、支援者艇はレースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。ただし、支援者艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。
- 18.6 「NP」「DP」支援者艇は、帰着後に着艇申告所に用意された支援艇帰着申告書にサインするとともに、傍受専用無線を返却しなければならない。

19. ごみの処分

ごみは、レース委員会艇、または支援者艇に渡してもよい。

20. リスク・ステートメント

規則3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングに内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることにある。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大である。

セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

主催団体は、本レガッタの前後、期間中に生じた物理的な損害、または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任を負わない。

添付図A



添付図B

